地域力ＵＰのための仕掛け

協議会(自立支援協議会)

さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール

協議会とは＜前編＞

条件

役割

- 『障害福祉計画』との連動を念頭に、
- 「個別のニーズから地域課題の抽出」と「地域の支援体制の整備」を、複数同時進行あるいは繰り返し行うことです。
- その時、「協議会の６つの機能」が発揮され、その時々の状況にあわせて「協議会の組織」を柔軟に変化させることで、協議会は活性化していきます。
- 「相談支援会議から協議会へ」報告される課題こそが協議会で話し合われる内容の中心ということになります。

条件

協議会とは<後編>

- また、協議会の場に一方的な要望や陳情、バトルを持ちこまないなどのルールと、
- 行政も民間も協議会の場では自分も相手も尊重しながら参加する１人ひとりの構成員として対等な関係を作ること、話し合いの内容については守秘義務が守られることなどを共有することが重要です。
- このような環境の中で今までになかった新しいものを生み出していくための柔軟性と創造（想像）性が発揮される新しい協議のスタイル、「新しい文化」が生まれる。それが協議会です。

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

「個別のニーズから地域課題の抽出」 例えば事例その１
「地域課題の整理と分析」 例えば事例その2
「地域の支援体制の整備」 例えば事例その3

『障害福祉計画』との連動

役割のために条件が必要となる。

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

ここ

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

『障害福祉計画』との連動

制度上の位置づけ

- どのまちにも協議会が必要です。
- 「障害者総合支援法」の第８９条の３などによって、協議会は明確に法的に位置づけられました。
- 「自立支援協議会」を「協議会」と改め、名称の付け方も柔軟になりました。

⇒以前は協議会の位置づけが曖昧だったかもしれません。制度が変わった今、協議会も変える必要がありますよね！？

障害者総合支援法

（協議会の設置）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

２　前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

障害者総合支援法の条文によると

協議会の“目的”は、

障害者等への支援の体制の整備を図る

障害者総合支援法の条文を読み替えると
協議会の“本来の役割”は、

関係機関等が相互の連絡を図る

- 相談支援会議から協議会へ課題の報告

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有

- 個別のニーズから地域課題の抽出

関係機関等の連携の緊密化を図る

- 地域課題の整理と分析

地域の実情に応じた体制の整備

- 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

Ｐ６

「新しい文化」

ここ

- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

『障害福祉計画』との連動

協議会のルール

あきらめ

要望
陳情
バトル

行政

協議会の場には持ち込まないで、役所のカウンターでやって下さい。

でもその前に！

役所のカウンターでやったり、
あきらめてしまうより、
協議会の場で一緒に考えた方が
お互いにメリットが
ありませんか？

協議会の３つの約束＋α

- 尊重
  - 自分の事も相手の事も
- 対等
  - １人の参加者として
- 守秘
  - 安心して話せるために

「慣れ」も重要な要素です。

- 柔軟性と、創造（想像）性で勝負！！

協議会の本来の役割は、

- 相談支援会議から協議会へ課題の報告
- 個別のニーズから地域課題の抽出
- 地域課題の整理と分析
- 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

<u>この役割を実行に移すためには</u>
<u>「ルール」と「約束」が大前提</u>

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

「個別のニーズから地域課題の抽出」
「地域課題の整理と分析」
「地域の支援体制の整備」

『障害福祉計画』との連動

相談支援会議

① サービス担当者会議

本人から合意を得た本人中心支援計画に基づいて、支援者が顔を合わせ、具体的な支援を実現させるための調整の場です。

② ケア会議

支援の調整を終えて、本人中心支援計画を実行（または変更）する準備が整った段階で、本人と支援者が集まり、それぞれの役割分担の確認と本人の応援の励ましをする場です。

北海道では**ケア会議には必ず「本人」が参加**するとしています。

⇒この相談支援会議で、本人の夢や希望があるのに、現状では「すぐには難しいこと」があれば、「応える術が見当たらない課題」として確認され、協議会へ報告される。

Aさんの夢、希望

本人中心
支援計画

すぐに
できること

すぐには難しいこと

Bさん、Cさん、Dさん・・・・のケースからも、協議会に課題や、本人中心支援計画が持ち込まれる

相談支援会議

・サービス担当者会議
・ケア会議

夢や希望の想いに応える術が、インフォーマルもフォーマルも含めて見当たらないという課題

課題

整理

守秘義務が守れるメンバーが構成員となる

本人中心支援計画が集まる部会
(サービス等利用計画等検証部会)

・地域課題の抽出
・サービス等利用計画の検証
・本人中心になっている
・利益誘導されていない　　等

協議会

成果

地域の支援体制の整備

地域課題解決のための手立て

・部会の設置

・プロジェクト　・研修　・障害福祉計画に反映　等

「公的な協議会」として
承認・合意形成を図りながら

協議会の本来の役割は、

- 相談支援会議から協議会へ課題の報告
- 個別のニーズから地域課題の抽出
- 地域課題の整理と分析
- 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

この役割が実行されるための
仕組みと構成員が必要

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

「個別のニーズから地域課題の抽出」
「地域課題の整理と分析」
「地域の支援体制の整備」

『障害福祉計画』との連動

一般的な協議会の機能

機能	内容
情報機能	• 困難事例への対応の在り方を情報共有 • 地域の諸情報を共有する
調整機能	• 地域の関係機関によるネットワーク構築 • 地域支援力を高めるための役割分担と調整
開発機能	• 地域診断 • 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	• 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	• 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	• 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 • サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 • 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

「協議会」と「６つの機能」をサイコロに置換えられるかも・・

「６つの面（機能）」をバラバラにすると「サイコロ（協議会）」にはならない！

「協議会の６つの機能」を発揮するための協議会の組織を、サイコロ（協議会）の中に、時々の状況にあわせて柔軟に作る必要があります。

地域課題:「ヘルパーの人材確保とスキル向上」

①　協議会で、「発達障がいのあるサービス利用希望者がいても、マンパワーや、障がい特性理解を原因にサービスとのマッチングができづらい」という個別の相談支援活動**情報を共有**。

情報機能

②　協議会で共有された情報が、いくつもの相談支援活動で課題となっている状況を確認し、個別の課題から地域課題であると**整理(調整)**され、研修会開催に向けたプロジェクトを作ることとなる。

調整機能

③　プロジェクトでの検討をもとに、発達障がいの特性理解を中心的な内容とした研修会を2回シリーズで開催する案がかたまり、協議会で承認される。
(研修会という新たな**資源開発**)

開発機能

実際に東区で行われた例。

教育機能

④　①～③のプロセスそのものからも、個別の相談活動から見える課題の抽出の仕方や、地域課題の整理の仕方、研修会の企画運営等が学べ、研修会の内容そのものも**資質の向上**につながった。

評価機能

⑥　①で共有された情報は、個別の相談支援活動を**評価**したうえで、協議会に投掛けられた結果。札幌市の「課題調べシート」も評価のためのツールのひとつ。

権利擁護機能

⑤　地域課題の解決に向けた活動そのものや、今回の研修会の内容が、地域での個別支援場面に生かされれば、地域で生活する1人ひとりの人の**ニーズの実現**につながる。

協議会の機能　ふたたび

情報機能	自分たちが住むまちのことを知る
調整機能	自分たちが住みやすいまちを考える
開発機能	自分たちが住みやすいまちをつくる
教育機能	自分たちが高めあいながらまちをつくる
権利擁護機能	誰もが夢や希望を持てるまちをつくる
評価機能	常により良くと創造しつづける

協議会の本来の役割は、

- 相談支援会議から協議会へ課題の報告
- 個別のニーズから地域課題の抽出
- 地域課題の整理と分析
- 地域の支援体制の整備（地域課題の解決）

「協議会の6つの機能」は、
この役割を機能分解的に示したもの

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく

「協議会の組織」

「個別のニーズから地域課題の抽出」
「地域課題の整理と分析」
「地域の支援体制の整備」

『障害福祉計画』との連動

標準的な協議会の組織

<table>
<tr><th colspan="2">組織</th><th>目的・内容</th><th>構成員</th><th>開催頻度</th><th>ポイント</th></tr>
<tr><td colspan="2">運営会議
(事務局会議)</td><td>・協議事項や提出資料の調整等、協議会全体の運営について協議する場
・運営スケジュールの作成、管理</td><td>・基幹相談支援センター
・行政担当
・相談支援事業
・必要に応じて地域の中核的なメンバー</td><td>・定例会や全体会、部会の開催準備に必要な回数。</td><td>・構成員が行政と相談支援のどちらかに偏ることのない、バランスのとれた体制で</td></tr>
<tr><td rowspan="4">部会</td><td>サービス等利用計画等検証部会</td><td>・地域課題の抽出を行う場。
・サービス等利用計画が本人中心になっているか、特定の事業体へ利益誘導されていないかなどの検証</td><td>・基幹相談支援センター
・行政担当
・相談支援事業</td><td>・月に１回程度定期的に</td><td>・構成員は守秘義務が守れるメンバー
・地域の規模によって、こども発達支援センターや地域包括支援センターなども</td></tr>
<tr><td>専門部会</td><td>・地域課題ごとに議論を深める場
・社会資源開発や改善の提案</td><td>・課題ごとに地域の中核的なメンバー</td><td rowspan="2">・月に１回程度、または必要に応じて随時</td><td>・地域課題ごとに部会を設置する</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ</td><td>・ガイドブック作成、イベントや研修会などの実施</td><td>・プロジェクトに参加の意欲がある関係者</td><td>・特定の目的のために一時的に設置</td></tr>
<tr><td>サブ協議会</td><td>・障害別、領域別（就労、地域移行、権利擁護…）、地域別等に分野ごとで地域の支援体制(ネットワーク)を検討、評価</td><td>・サブ協議会ごとに地域の中核的なメンバー</td><td rowspan="2">・月に１回程度定期的に</td><td>・地域の実情と必要に応じて設置する●●毎定例会。</td></tr>
<tr><td colspan="2">定例会</td><td>・相談支援事業者からの活動報告
・地域の現状・課題等について地域の関係者が情報共有、協議する場</td><td>・現場に近いメンバー(実務者レベル)中心</td><td>・協議会の目的や目標を構成員で共有できていること</td></tr>
<tr><td colspan="2">全体会</td><td>・地域の課題について、関係機関の代表者レベルや分野を越えた地域の関係者など地域全体で、情報共有・協議・承認する場
・施策提案、障害福祉計画進捗確認</td><td>・関係機関の代表者レベル中心
・分野を越えた地域の関係者</td><td>・年に２～３回開催</td><td>全体会と定例会が一体の場合は、内容や構成員、開催頻度を工夫する必要あり</td></tr>
</table>

⇒「部会」って実はいろいろ

協議会の本来の役割は、

- 相談支援会議から協議会へ課題の報告
- 個別のニーズから地域課題の抽出
- 地域課題の整理と分析
- 地域の支援体制の整備（地域課題の解決）

この役割の実行に伴って、
「協議会の組織」を柔軟に変化させていく

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

『障害福祉計画』との連動

個別のニーズから地域課題の抽出
＜事例その１＞Ｔ町自立支援協議会(Ｋ県)

定例会「がやがや会議」～アイデアや知恵だしの場
全体会～承認の場

「がやがや会議」で取り組みたいテーマを選定
⇒「日中活動の場・居場所づくり」
⇒その後3事例共有
⇒緊急性と取り組みやすさ
⇒「障害児の夏休みの居場所づくり」を検討
⇒使えそうな資源と、資源をつなげて実現できそうな方法を考える
⇒「わくわくふれあいデー」開催
⇒振返りから部会設置へ「長期休暇支援部会」
⇒「わくわくふれあいデー」翌年度拡大開催
⇒住民が子どもたちのことを知る　子どもたちが地域とつながる

「ひとりの人の～」からのスタート

「課題調べシート」（札幌市）

◆ **「課題調べ」シート**

相談支援活動の中で直面している「個別的な相談支援では解決しきれない『課題』や『教えてほしい制度や社会資源』」について、概要を記入。（シート１枚に、事柄ごとをひとつ。不足の場合はコピー）

〔☐問題・課題　☐教えてほしい制度や社会資源　☐その他　（該当項目に☑）〕

〔それを感じた事例の概要〕

〔考えられる解決策〕

該当項目に☑（複数可）の上、具体的な解決策を記入

- ☐制度に関する解決策
- ☐制度を含めた資源の有効活用による解決策
- ☐その他の解決策

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

『障害福祉計画』との連動

Ｐ２５～

地域課題の整理と分析
＜事例その２＞Ｃ市地域自立支援協議会(Ｃ県)

全体会と地域部会の関係性が希薄
⇒全体会が報告会で形骸化　地域部会が課題を抱えて孤立化
⇒組織体制改編　委員構成見直し　無報酬化
⇒全体会と地域部会の間に運営事務局会議設置　専門部会設置可
⇒官民の信頼関係構築
⇒地域部会から「地域の課題等報告書」を運営事務局会議へ
　（重要度　緊急度　実現可能性　取組の効果）
⇒問題の本質追求　必要な取組議論　地域課題を体系的に整理分類
⇒運営事務局会議報告書

優先順位を客観的に示す

×　処遇困難事例
○　課題の報告

「東区地域課題報告書」

東区部会に寄せられた相談、声		課題の抽出			⑥優先度			⑦実施主体		課題の進捗状況	
①事例、問題提起、困りごと・・・	②相談者	③個別ニーズ・部会の意見等	④課題の設定	⑤類型	重要度	緊急度	取組効果	協議会	部会	⑧取組提案	⑨経過・結果

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

「個別のニーズから地域課題の抽出」
「地域課題の整理と分析」
「地域の支援体制の整備」

ここ

『障害福祉計画』との連動

Ｐ３３～

地域の支援体制の整備(地域課題の解決)と障害福祉計画との連動
＜事例その３＞Ｎ市地域自立支援協議会(Ｔ県)

ケア部会(1/月)～ケース報告から地域課題を整理
事業所部会～課題の検討

地域課題の実現性、緊急性、効果など
⇒各年度に重点課題５つ程決定
⇒達成の期限含む書類作成
⇒“具体的な活動成果”
⇒達成できなくても全体会へ報告。

「自立支援協議会だより」
障害福祉計画～理念目標
協議会報告書～達成目標

　協議会で検討された内容は市民からの実際の声から挙がったニーズのため、実現する為の予算交渉の根拠としては非常に強い。(協議会は法的な位置づけもあるので尚更)
　ただし、予算が必要なものばかりでもない。

障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

＜略＞

８　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

＜略＞

障がい者地域自立支援協議会だより（当別町）

障がい者地域自立支援協議会だより

平成２３年度　第４回　全体会

・開催日時等

開催日時：平成２３年１２月２１日（水）１８：００～１９：４５
会　　場：当別町総合保健福祉センターゆとろ　多目的ホール
出 席 者：１８団体２３名出席

・協議事項　「障がい者福祉基本計画に意見を反映させよう！」

平成２３年１２月２２日（火）に開催された当別町障がい福祉基本計画作成委員会では、今まで協議会で出された意見やアンケート、ヒアリングをもとに計画の理念と基本方針について協議され、障がいサービス係より参加者のみなさんに内容の報告がありました。

○次期障がい福祉基本計画策定について（委員会内容報告）

【理念】
1.　障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます。
2.　みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。
3.　地域の支援力を高めます。

【基本方針】
方針１　地域で支えます。
方針２　障がいをもつ方の自立した地域生活を支えます。
方針３　働くことを支えます。
方針４　発達を支えます。
方針５　障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します。

それぞれの基本方針には、「障がい理解」「相談体制の充実」「情報提供体制の充実」「当別町の特性を活かした働く場の創造」「障がい児教育の充実」「権利擁護事業や成年後見制度等の周知活動の充実」など、協議会で出された意見をもとに施策があげられています。

【グループワーク】
当別町障がい福祉基本計画作成員会から示された基本方針と施策を受け、その施策に対する意見、もっと加えた方がよいと思うこと、重点的に取り組むべき施策についての優先順位をつけよう！

○ 方針１　『地域で支えます』
特に多くの意見が出ていたのは、「情報提供体制の充実」と「相談体制の充実」「障がいに対する理解の促進」という施策について。
　出された施策も一番たくさんあるだけに、みなさんの求めている部分も一番大きな割合をしめるようです。

○ 方針２　『障がいをもつ方の自立した地域生活を支えます』
「バリアフリー環境の整備」「生活支援の充実」に対する意見が多く出ています。
特に当別町ならでは雪の問題についての意見が多かったです。

みなさん、グループワークや発表にも慣れてきた様子がみられるようになりました♪

○ 方針３　『働くことを支えます』
「働く環境の支援を充実する」「企業に対する理解を深める」への意見が多かったです。
また、特性を活かす働く場というところでは、除雪や農業への障がい者雇用拡大につなげては？という意見もありました。

○ 方針４　『発達を支援します』
「障がい児教育の充実」「発達障がいに対する保育・療育体制の充実」への意見が多かったです。特に学校の中にも福祉サービスをよく知っている専門家がいたら良いのでは？　発達と共に子どもの情報がスムーズに引き継がれてほしい・・・などの意見が出ています。

新たに出た意見としては、「もっと本人主体の施策があればよい」「できた計画の実行状況の管理を協議会で行っては？」「計画のすべての項目に数値目標をいれたらどうか」などありました。

発行:自立支援協議会事務局
障がい者総合相談支援センターnanakamado
Tel:0133－23－1917

＊より詳しい内容を知りたい方は事務局までお問い合わせください

※当別町では、障害者基本法に定める計画「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法に定める計画「障がい福祉計画」をあわせて「当別町障がい福祉基本計画」としています。

協議会の本来の役割は、

- 相談支援会議から協議会へ課題の報告
- 個別のニーズから地域課題の抽出
- 地域課題の整理と分析
- 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

協議会と「障害福祉計画との連動」も必要になる

「新しい文化」
- 協議会のルール
- 協議会の約束

制度上の位置付け
「障害者総合支援法」
第八十九条の三

相談支援会議から協議会へ課題の報告

「協議会の６つの機能」を発揮しながら、
その時々の状況にあわせて柔軟に変化していく
「協議会の組織」

「個別のニーズから地域課題の抽出」 例えば事例その１
「地域課題の整理と分析」 例えば事例その2
「地域の支援体制の整備」 例えば事例その3

『障害福祉計画』との連動

役割のために条件が必要となる。

（取扱説明書風）

Ｑ　協議会の目的が分からない
（Ａ　「障害者等への支援の体制の整備を図る」）⇒Ｐ４～５
Ｑ　協議会の役割が分からない
（Ａ　「個別のニーズから地域課題の抽出」から「地域の支援体制の整備」）
⇒Ｐ４～５
Ｑ　なす術がないと一人であきらめている
（Ａ　上手くいかなかったらみんなで考える）⇒Ｐ６～７
（Ａ　初期の段階では成果の出やすいものから取り組む）⇒Ｐ１４～１５
Ｑ　対立構造がある
（Ａ　協議会の場では誰もが、尊重される対等な関係で）⇒Ｐ６～７
Ｑ　協議会が周知されていない
（Ａ　守秘を意識しながら案内や報告の仕方を工夫する）⇒Ｐ６～７・３７・３９

（取扱説明書風）

Ｑ　利用者ニーズ中心じゃない
（Ａ　個別の相談支援活動からの吸い上げを意識する！）
⇒Ｐ８～１０・１９～２２

Ｑ　協議会の機能を６つも同時に実行できない
（Ａ　実行すべきは機能ではなく役割）⇒Ｐ１１～１６

Ｑ　協議会の組織をどのように構成すれば良いかが分からない
（Ａ　役割実行のための組織は必要に応じてできたり、
無くなったり、くっついたり、わかれたり）⇒Ｐ１７～１８

Ｑ　協議会が活性化しない
（Ａ　協議会の役割が実行されるための仕組みと構成員を再検討する）
⇒Ｐ２５～３０

Ｑ　地域課題解決に必要な市町村のルールを変えたり、予算確保ができない
（Ａ　重点課題の設定や、障害福祉計画との連動・進捗確認が必要）
⇒Ｐ３３～３８

◇引用・参考文献◇

協議会に関して、次のような調査研究等の成果物が出版されています。ここでは、特に①④を参考にし、「事例その１」から「事例その３」については④を引用しています。

①「自立支援協議会の運営マニュアル」
2008年3月　(財)日本障害者リハビリテーション協会
②「自立支援協議会の活性化に向けて～
『アドバイザーとともにつくる、地域支援システム』」事例集」
2009年3月　(財)日本障害者リハビリテーション協会
③「自立支援協議会のあり方を探る～都道府県自立支援協議会の機能と役割」
2010年3月　(財)日本障害者リハビリテーション協会
④「地域自立支援協議会活性化のための事例集」
2011年3月　北海道地域ケアマネジメントネットワーク
⑤「平成２３年度相談支援従事者研修（専門研修）研修ノート」
2011年11月　北海道地域ケアマネジメントネットワーク